3）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、北陸地方整備局総務部契約課に承諾願を提出すること。

4）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾・空港関係を除く。）における平成23年度・24年度一般競争参加資格者で建築工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成９年度以降に元請けとして完成した建築一式工事で、下記１）から６）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社がこの施工実績を有していればよい。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

１）新築又は増築の建築一式工事であること。

２）用途：研修施設、庁舎、事務所もしくは類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を示すものとする（「これに付随する共用部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

３）構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

４）階数：地上の階数３以上であること。

５）延べ面積：3,000㎡以上であること。

（増築にあっては増築部分が3,000㎡以上あること）

なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）を満たしているものについては同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

６）１）から５）は同一工事であること。

⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

⑺　単体の実績をもって経常建設共同企業体で応募する場合は、出資比率が20%以上のものに限る。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者または、監理技術者を本工事に配置できること（詳細は入札説明書による。）。

１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成９年度以降に、元請けとして完成した上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑽　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書による。）。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　総合評価に係る技術提案が適正であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

ⓐ　品質確保の実効性

ⓑ　施工体制確保の確実性

２）技術提案

ⓐ　柱及び壁コンクリート躯体の品質向上に関する工夫について

ⓑ　施工中における騒音・振動の抑制に関する工夫について

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（詳細は入札説明書による。）。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（詳細は入札説明書による。）。

⑷　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次のⓐから⑦のすべての要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ⓐ　入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

ⓘ　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

⑦　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

２）１）において、評価値が最も高い者が２人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。